

簡易通知型包括保険手続細則

平成29年4月1日 17-制度-00040

沿革	平成29年6月13日	一部改正
	平成29年9月8日	一部改正
	令和2年9月4日	一部改正
	令和4年3月30日	一部改正
	令和5年1月30日	一部改正
	令和5年5月8日	一部改正
	令和5年10月16日	一部改正
	令和7年2月7日	一部改正
	令和7年3月6日	一部改正

(保険契約の締結等)

第1条 日本貿易保険と簡易通知型包括保険の契約を締結しようとする者は、別紙様式第1-1による簡易通知型包括保険契約締結申込書（以下「保険契約申込書」という。）に簡易通知型包括保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00006。以下「約款」という。）第5条の規定により、輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる一の契約（ただし、技術提供契約が含まれる場合を除く。以下「輸出契約等」という。）の相手方の登録（以下「簡易包括登録」という。）に係る別紙様式第2-1による簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/支払限度額設定/仕向国登録〕申請書（以下「簡易包括登録等申請書」という。）を添付し、原則として保険契約の締結を希望する月の1日の30日前までに日本貿易保険の本店又は大阪支店（以下「本店等」という。）に提出（提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。）するものとする。

2 前項で締結した契約を更改申請しようとする者は、別紙様式第1-2による簡易通知型包括保険更改申請書（以下「更改申請書」という。）を保険契約締結日から1年後の応当日の30日前までに本店等に提出するものとする。また、初回更改後における更改申請についても初回申請と同様とする。

3 約款第30条に基づく誓約は、第1項の申込又は第2項の申請に当たって、申込又は申請を行おうとする者及び被保険者になるべき者が誓約することにより行うものとする。

4 簡易通知型包括保険の契約を締結しようとする者又は締結した簡易通知型包括保険契約を更改しようとする者は、保険契約申込書又は更改申請書の提出から保険契約締結又は更改までの間に、約款第28条第1項の規定に基づき告知を行う場合には、別紙様式第1-3による簡易通知型包括保険告知書を提出するものとする。

(保険契約の契約対象単位の変更)

第2条 保険契約者は、更改日を除く保険年度中に保険契約の契約対象単位を変更しようとするときは、原則として変更を希望する日の30日前までに別紙様式第3による簡易通知型包括保険契約内容変更申込書を本店等に提出するものとする。

(保険年度中における輸出契約等の相手方の登録・格付変更等)

第3条 保険契約者は、保険年度中に簡易包括登録を行おうとするときは、原則として、輸出契約等締結予定日の属する月の1日の15日前までに簡易包括登録等申請書を本店等に提出するものとする。ただし、輸出契約等の相手方について支払限度額の設定をしようとするとき（第2項に規定する場合を除く。）は、原則として、輸出契約等締結予定日の属する月の1日の30日前までに簡易包括登録等申請書を本店等に提出するものとする。

- 2 保険契約者は、簡易包括登録した輸出契約等の相手方の格付が変更され、簡易通知型包括保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度-00049。以下「運用規程」という。）別表の「格付変更後の支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている場合に該当することとなったときは遅滞なく簡易包括登録等申請書を本店等に提出するものとする。
- 3 保険契約者は、約款第5条第2項に関し、保険年度中に仕向国が新たに発生したときは、原則として、当該仕向国向けの輸出契約等締結予定日の属する月の1日前までに簡易包括登録等申請書を本店等に提出するものとする。
- 4 保険契約者は、運用規程第7条第3項により支払限度額の増額を行おうとするときは、原則として、最新の支払限度額の設定日から3月を経過した後であって、船積予定日の属する月の第1日の30日前までに別紙様式第2 - 2による簡易通知型包括保険に係る海外商社の支払限度額増額申請書を本店等に提出するものとする。
- 5 保険契約者は、輸出契約等の相手方に係る簡易包括登録を約款第5条第3項の規定により削除しようとするときは、原則として、更改日の30日前までに書面によりその旨を本店等に届け出るものとする。
- 6 保険契約者は、簡易包括登録した輸出契約等の相手方の名称又は住所が変更された場合は、海外商社名簿及び与信枠関係手続細則（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00076）第4条に規定する手続に従い当該輸出契約等の相手方の名称又は住所を変更するものとする。

（更改時における支払限度額の変更等）

第4条 保険契約者は、更改時に運用規程別表の「支払限度額の取扱い」の欄において「設定する」とされている輸出契約等の相手方について支払限度額を設定しようとするときは、原則として、更改日の30日前までに簡易包括登録等申請書を本店等に提出しなければならない。

（船積確定通知による保険関係の申込み）

第5条 被保険者は、約款第1条に掲げる輸出契約等に基づく輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売の日の翌月の末日まで（ただし、運用規程第22条第1項に規定するストックセールスについては、同条第2号に定める輸出契約の締結日の翌月の末日まで）に、別紙様式第4 - 1による簡易通知型包括保険船積確定通知書（以下「船積確定通知書」という。）を本店等に提出するものとする。

- 2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式第4 - 3による簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書（以下「船積確定通知変更通知書」という。）を本店等に提出するものとする。
- 3 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式第4 - 3による船積確定通知変更承認申請書に関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。

（確定前通知による保険関係の申込み）

第6条 被保険者は、確定前通知を行おうとする場合には、運用規程第10条第3項に定める期限までに、別紙様式第5 - 1による簡易通知型包括保険確定前通知書（以下「確定前通知書」という。）を本店等に提出するものとする。

- 2 被保険者は、約款第29条第1項の規定に基づき、輸出契約等に別表2に掲げる重大な内容変更等を行ったときは、当該変更の日の属する月の翌月末まで、かつ、内容変更等通知期限までに別紙様式第5 - 3による簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書（以下「確定前通知変更通知書」という。）を本店等に提出するものとする。

3 被保険者は、約款第29条第3項の規定に基づき、承認申請を行うときは、別紙様式第5-3による確定前通知変更承認申請書に関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。

(通知明細書の点検)

第7条 被保険者は、本店等から通知明細書を受理したときは、遅滞なくその内容を点検するものとする。

2 前項の点検により、通知の内容を修正しようとするときは、当該通知に関する通知明細書を受理した日から起算して10日以内に、当該修正の内容を入力した別紙様式第4-2による簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請書又は別紙様式第5-2による簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書を本店等に提出するものとする。

(保険料の納付)

第8条 保険契約者は、日本貿易保険が発行する保険料請求書に従い保険料を日本貿易保険に納付しなければならない。

2 保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、保険料請求書に従い延滞金を日本貿易保険に納付しなければならない。

(被保険者の合併等に係る通知)

第9条 被保険者は合併、解散、会社整理を行った時、又は被保険者に対する破産手続開始の決定、和議の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始若しくは特別精算の開始の申立（以下「合併等」という。）を知ったときは、合併等を行った日から1月以内に別紙様式第6による簡易通知型包括保険被保険者合併等通知書を本店等に提出するものとする。

(保険関係の訂正)

第10条 被保険者は、第5条第1項又は第2項の規定により提出した船積確定通知書、第6条第1項又は第2項の規定により提出した確定前通知書の記載事項の誤記を訂正しようとするときは、原則として内容変更等通知期限までに、当該訂正の内容を収録した船積確定通知変更承認申請書、確定前通知変更承認申請書を本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。

(保険の地位等譲渡に係る承認申請)

第11条 被保険者は、約款第49条ただし書きの規定に基づき保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第7-1による簡易通知型包括保険保険契約上の地位譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写し及び譲受人により作成された贈賄防止に係る誓約及び申告書を添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、約款第50条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第7-2による簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

3 前2項に基づき、保険契約上の地位の譲渡について日本貿易保険の許可を受けたとき、又は保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第7-3による簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(質権等設定の承諾申請等)

第12条 被保険者は、約款第52条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質

権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第8-1による簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第8-2による簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。

(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知)

第13条 被保険者は、約款第23条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生（別表3に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、別表1に掲げる事情発生通知書（輸出等）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

2 被保険者は、前項の通知を行う日までに、船積確定通知又は確定前通知の手続を行わなければならない。

(損失等発生の通知)

第14条 被保険者は、約款第24条第1項の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別表1に掲げる損失発生通知書（輸出等・船積前）、損失等発生通知書（輸出等・船積後）又は損失発生通知書（輸出等・増加費用）（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、損失等発生通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。

2 被保険者は、前項の通知を行う日までに、船積確定通知又は確定前通知の手続を行わなければならない。

(入金等の通知)

第15条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額がある場合又は輸出契約等の相手方に貨物を引き渡した場合は、約款第26条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日又は当該貨物を引き渡した日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別表1に掲げる入金等通知書（輸出等・船積前）又は入金通知書（輸出等・船積後）（以下「入金通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。

(保険金受取人の指定等の通知)

第16条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。

2 被保険者は、約款第33条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等する場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第9による簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し通知明細書（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「通知明細書」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。

(保険金請求期間に係る猶予期間の申請)

第17条 保険金請求人は、約款第34条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別表1に掲げる保険金請求期間の猶予期間設定申請書（輸出等）に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込

み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

2 日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく本店に提出するものとする。

(保険金の支払の請求)

第18条 保険金請求人は、約款第34条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。

一 約款第11条第1号のてん補危険の場合

別表1に掲げる保険金請求書（輸出等・船積前）に、別表4に定める書類を添付したもの

二 約款第11条第2号のてん補危険の場合

別表1に掲げる保険金請求書（輸出等・船積後）に、別表5に定める書類を添付したもの

三 約款第11条第3号のてん補危険の場合

別表1に掲げる保険金請求書（輸出等・増加費用）に、別表6に定める書類を添付したもの

2 一の輸出契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。

3 前項の規定に基づく請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の支払を請求するものとする。

第19条 削除

(決済期限前の請求)

第20条 被保険者は、約款第39条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別表1に掲げる損失発生確認申請書（輸出等）に約款第12条に規定する事由の発生により決済期限までに代金を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。

(回収協力義務の履行状況の報告)

第21条 被保険者は、約款第42条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券（変更後のものを含む。以下「保険証券」という。）ごとに別表1に掲げる回収協力義務履行状況報告書（新制度）（以下「履行状況報告書」という。）に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。

2 決済期限（約款第11条第1号のてん補危険の場合にあっては、事故発生日）から2年を経過した場合には、当該経過した日以後で最初に回収義務の履行状況報告書を提出すべき日（次項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日）から1年ごとに提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況について報告しなければならない。

3 前2項にかかわらず、被保険者が保険事故に係る債権の回収に関して約款第42条第4項に規定する履行状況報告を要する事由の発生を知ったとき、又は、日本貿易保険が貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00069）第11条第2号から第5号までに基づく報告を指示した場合は、履行状況報告書を遅滞なく本店に提出するものとす

る。

(回収金の納付)

第22条 被保険者は、約款第43条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を輸出契約等の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別表1に掲げる回収金通知書（新制度）に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。

2 被保険者は、前項の回収金通知書に基づき日本貿易保険が発行した請求書に従い回収金を日本貿易保険に納付するものとする。

(回収に要した費用の負担)

第23条 約款第44条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に申請する者は、別表1に掲げる回収費用負担申請書（新制度）に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。

2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第48条第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。

(相殺)

第24条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金（無付保部分に係るものを含む。）又は回収費用（無付保部分に係るものを含む。）に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。

2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第48条第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。

(権利行使等の委任)

第25条 被保険者は、約款第41条第1項又は第47条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合は、別表1に掲げる権利行使等委任状（新制度）又は権利行使等委任状（保険金請求前・新制度）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。

(指示書)

第26条 日本貿易保険は、約款第41条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をすることを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。

一 日本貿易保険は、被保険者が約款第34条第1項の規定に基づき別表1に掲げる権利行使等委任状（新制度）を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該権利行使等委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。

二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、

指示書を被保険者に提示する。

三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、履行状況報告書に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。

(回収納付金の返還請求)

第27条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別表1に掲げる回収納付金返還請求書（新制度）及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。

(電子情報処理組織を使用した申込等)

第28条 この細則に規定する手続のうち、日本貿易保険が認めるものは、電子情報処理組織を使用して行うものとする。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年6月30日から実施する。

附 則

この改正は、平成29年10月2日から実施する。

附 則

この改正は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月11日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年3月20日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年7月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和5年10月31日から実施する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表 1

様式番号	保険申込等に係る提出書類	提出部数
1 - 1	簡易通知型包括保険契約締結申込書	1
1 - 2	簡易通知型包括保険更改申請書	1
1 - 3	簡易通知型包括保険告知書	1
2 - 1	簡易通知型包括保険に係る海外商社〔登録/支払限度額設定/仕向国登録〕申請書	1
2 - 2	簡易通知型包括保険に係る海外商社の支払限度額増額申請書	1
3	簡易通知型包括保険契約内容変更申込書	1
4 - 1	簡易通知型包括保険船積確定通知書	1
4 - 2	簡易通知型包括保険船積確定通知修正申請書	1
4 - 3	簡易通知型包括保険船積確定通知変更通知書・変更承認申請書	1
5 - 1	簡易通知型包括保険確定前通知書	1
5 - 2	簡易通知型包括保険確定前通知修正申請書	1
5 - 3	簡易通知型包括保険確定前通知変更通知書・変更承認申請書	1
6	簡易通知型包括保険被保険者合併等通知書	1
7 - 1	簡易通知型包括保険保険契約上の地位譲渡承認申請書	1 (1)
7 - 2	簡易通知型包括保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)
7 - 3	簡易通知型包括保険保険契約上の地位等譲渡終了通知書	1 (1)
8 - 1	簡易通知型包括保険質権等設定承諾申請書	1 (1)
8 - 2	簡易通知型包括保険質権等設定解除等通知書	1 (1)
9	簡易通知型包括保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)

保険事故・回収等に係る提出書類	提出部数
事情発生通知書（輸出等）	1
損失発生通知書（輸出等・船積前）	1 (1)
損失等発生通知書（輸出等・船積後）	1 (1)
損失発生通知書（輸出等・増加費用）	1 (1)
入金等通知書（輸出等・船積前）	1 (1)
入金通知書（輸出等・船積後）	1 (1)
保険金請求期間の猶予期間設定申請書（輸出等）	1 (1)
保険金請求書（輸出等・船積前）	1 (1)
保険金請求書（輸出等・船積後）	1 (1)
保険金請求書（輸出等・増加費用）	1 (1)
損失発生確認申請書（輸出等）	1 (1)
回収協力義務履行状況報告書（新制度）	1 (1)
回収金通知書（新制度）	1 (1)
回収費用負担申請書（新制度）	1 (1)
権利行使等委任状（新制度）	1 (1)
権利行使等委任状（保険金請求前・新制度）	1 (1)
回収納付金返還請求書（新制度）	1 (1)

その他、日本貿易保険が提出を指示した資料及び部数による

注：提出部数欄の（ ）内は、添付資料の数

提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。

別表2 (第5条第2項及び第6条第2項関係)

輸出契約等の重大な内容変更等

1 船積日から代金の決済期限までの期間の変更 (下記表中の「要」に該当する場合に限る。)

		変更後の期間						
		前受	1～30日	31～60日	61～90日	91～180日	181～365日 *1	366日 以上 *2
変 更 前 の 期 間	前受	否	要	要	要	要	要	否
	1～30日	否	否	要	要	要	要	否
	31～60日	否	否	否	要	要	要	否
	61～90日	否	否	否	否	要	要	否
	91～180日	否	否	否	否	否	要	否
	181～365日 *1	否	否	否	否	否	否	否

*1 閏年の場合は、「181～366日」に読み替えを行う。

*2 閏年の場合は、「367日以上」に読み替えを行う。

2 支払保証の変更

3 表示通貨の変更

4 相手方、支払又は日本貿易保険がILCを発行又は確認する機関、銀行等 (以下、保証人という。) を特定している場合、当該保証人の変更

5 仕向国、支払国又は保証国の変更

別表3（第13条関係）

損失を受けるおそれがある事情の発生

(1) 輸出等不能をてん補するもの

- ① 輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収に係る一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第29条に該当する場合を除く。）

- ② 上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生

(2) 代金回収不能をてん補するもの

- ① 輸出契約等の相手方の債務を保証する契約その他の保険契約締結の当時確保していた又は確保し得べき代金の回収にかかる一切の信用補完措置の変更又は破棄（ただし、約款第29条に該当する場合を除く。）

- ② 輸出契約等の締結の相手方についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生

- ③ 上記①の信用補完措置を行う者についての破産手続開始の決定又は破産手続開始の決定に準ずる事由の発生

別表4（第18条第1項第1号関係）

約款第11条第1号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、輸出契約等番号・事故発生日・事故確定日毎に作成
2. 損失額を確認できる書類	<p>(1) 損失額の算出根拠等</p> <p>① 供給契約を証する書類</p> <p>② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等）</p> <p>(2) 貨物の処分・保全に要した費用等</p> <p>① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等）</p> <p>② 貨物の処分のために要した費用を証する書類</p> <p>③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類</p> <p>(イ)当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス）</p> <p>(ロ)転売に係る契約書等</p> <p>(ハ)倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等</p> <p>④ 在庫証明書、出入庫証明書</p> <p>(3) 保険金請求までに入金がなされている場合、入金を確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</p>
3. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 約款第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款第12条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約等の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）</p> <p>(3) 約款第12条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第12条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第12条第11号に該当するてん補事由のうち、当該相手方が当該輸出契約等を一方的に破棄したことによる保険事故については、当該相手方によるキャンセルレター等当該事実を証する書類</p> <p>(6) 約款第12条第11号イ、ロ、ハ又はニに該当する事由に</p>

提出書類	備考
	<p>による保険事故については、被保険者による解除通知書等当該事実を証する書類</p> <p>(7) 約款第12条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>(8) 約款第12条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p>
4. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>
5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 輸出契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</p> <p>② 輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</p>
6. 保険証券	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合は、当該証券の原本</p>
7. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合
8. 質権又は譲渡担保の設定の内容を証する書類	質権又は譲渡担保が設定されており、日本貿易保険が求める場合

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。

別表5（第18条第1項第2号関係）

約款第11条第2号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成
2. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及びILC決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類） (2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類
3. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第12条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類 (2) 約款第12条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、輸出契約等の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等） (3) 約款第12条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第12条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類 (5) 約款第12条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類 (6) 約款第12条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）
4. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契

提出書類	備考
	約書の写し (3) 輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し
5. 船積の事実及び内容を確認できる書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L(荷受人の表記が「To Order」のもの)を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類 ① 支払に対する支払の督促を確認できる書類 ② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類 ③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 輸出契約等上の債権保全に係る輸出者等の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類 ⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類 ⑧ 輸出契約等の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類
7. 過去の取引状況を確認できる書類	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を含む一覧表
8. 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合は、当該証券の原本
9. 手形の写し	手形取引の場合(ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと)
10. 保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合

提出書類	備考
11. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合
12. 質権又は譲渡担保の設定の内容を証する書類	質権又は譲渡担保が設定されており、日本貿易保険が求める場合
13. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料を含む））
14. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の輸出契約等について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。

別表6（第18条第1項第3号関係）

約款第11条第3号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、輸出契約等番号・事故発生日・事故確定日毎に作成
2. 損失計算書	保険金請求書記載の運賃、保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額について記載のこと
3. 増加費用の支払を確認できる書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等
4. 保険事故を確認できる書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類（船会社等からの連絡書類等）
5. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類	(1) 輸出等契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し (3) 保険契約締結後に輸出契約等の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し
6. 船積の事実及び内容を確認できる書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。